

岐阜県立多治見病院倫理委員会規約

Ethics Committee of Gifu Prefectural Tajimi Hospital

(設置)

第1条 岐阜県立多治見病院（以下「当院」という。）において、臨床研究、医療行為及びこれに関連する諸事象（以下「臨床研究・臨床倫理等」という。）が、倫理的、科学的及び医学的観点から適正に行われるか審議するため、岐阜県立多治見病院倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、院長の諮問に応じ、臨床研究・臨床倫理等の実施に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員9名以上かつ男女両性をもって構成する。なお、院長は委員会の委員にはなれないものとする。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 副院長

二 診療科部長等の医師 若干名

三 看護部及び薬剤部の職員 若干名

四 自然科学領域以外の委員（事務職員など） 若干名

五 外部委員（当院と利害関係を有しない者） 若干名

3 前項第一号から第四号の委員は、院長が任命する。

4 第2項第五号の委員は、院長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

(委員長、副委員長の指名と役割)

第4条 委員会の委員長、副委員長は、委員の中から院長が指名する。

2 委員長は、委員会を主催し、会議の進行を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは代行する。

(招集及び審議)

第5条 委員会は、原則として1箇月に1回開催する。ただし、院長から緊急に意見を求められた場合には、随時、委員会を開催することができる。

2 委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意志を決定できるものとする。ただし、別に定める軽微な事案と委員長が判断した場合は、委員長及び委員長が指名した2名以上の委員で迅速審議を行うことができる。迅速審議の結果については、委員長が直近の委員会で報告する。

一 委員の過半数が審議に参加していること

二 医師が少なくとも一名参加していること

三 第3条第2項第四号の委員が少なくとも一名参加していること

四 第3条第2項第五号の委員が複数名参加していること

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

4 委員は、原則として自己に関する臨床研究等の審議に参加することができない。

(専門委員会)

第6条 特別の事項を審議するため、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会所属の委員は、委員長が指名する。

3 専門委員会に専門委員長を置き、委員会に属する委員のうちから互選する。

4 専門委員会は、審議の結果を委員会へ報告しなければならない。

5 専門委員長は、専門委員会の事務を掌理する。

(守秘義務等)

第7条 委員会及び専門委員会の委員等は、審議を行ううえで知り得た事項を法令又は裁判所の命令に基づく場合など、正当な理由なしに漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

2 委員会及び専門委員会の委員等は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(記録、報告、公開)

第8条 臨床研究の記録、報告、公開に関する事項は、「岐阜県立多治見病院臨床研究の実施に関する手順書」に定める規定を適用する。

2 診療行為及びこれに関連する諸事象の記録に関する事項は、「岐阜県立多治見病院臨床倫理に関する審議手順書」に定める規定を適用する。

(審議)

第9条 臨床研究の審議に関する事項は、この規約に定めるもののほか、「岐阜県立多治見病院臨床研究の実施に関する手順書」に定める規定を適用する。

2 診療行為及びこれに関連する諸事象の審議に関する事項は、この規約に定めるもののほか、「岐阜県立多治見病院臨床倫理に関する審議手順書」に定める規定を適用する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を経営管理課に置き、その事務を処理する。

2 委員会事務局は、臨床研究等に係わる手順書、委員名簿及び会議の記録の概要をホームページにて公表する。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年10月1日から施行する。

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。